

(第 1460 号)

公 告

当組合の規約を別紙の通り変更する。
尚、この規約は、認可の日より施行し、令和3年4月1日より適用する。

令和3年4月1日

ヤマハ健康保険組合
理事長 山畑 聡



記

	保険証 記号	名称	所在地	認可
新規 編入	838	アピックヤマダ 株式会社	長野県千曲市大字上 徳間 90 番地	令和3年3月26日認 可
新規 編入	839	アピックヤマダ販売 株式会社	長野県千曲市大字上 徳間 90 番地	令和3年3月26日認 可

以上

公告期間：令和3年4月1日から令和3年4月15日

規 約 変 更 書

ヤマハ健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

別表（1）中「ヤマハマリン北海道製造株式会社 北海道二海郡」の次に「アピックヤマダ株式会社 長野県千曲市」を加える。

第9条第2項中、選挙区第2区の「ヤマハマリン北海道製造株式会社」の次に「アピックヤマダ株式会社」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（議員に関する経過措置）

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

規 約 変 更 書

ヤマハ健康保険組合同規約の一部を次のように改正する。

別表（１）中「アピックヤマダ株式会社 長野県千曲市」の次に「アピックヤマダ販売株式会社 長野県千曲市」を加える。

第９条第２項中、選挙区第２区の「アピックヤマダ株式会社」の次に「アピックヤマダ販売株式会社」を加える。

附 則

（施行期日）

第１条 この規約は、令和３年４月１日から施行する。

（議員に関する経過措置）

第２条 第９条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。